令和元年第2回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

議案番号	議案名	ページ
(報	告)	
1 2	平成30年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 3	平成30年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
1 4	平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書の報	3
	告について	
1 5	平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報	5
	告について	
(認	定)	
1	平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	7
2	平成30年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定に	8
	ついて	
3	平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	9
	認定について	
4	平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決	1 0
	算認定について	
5	平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1 1
	について	
6	平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決	1 2
	算認定について	
7	平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について	1 3
8	平成30年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	1 4
議	- 案) 	
1 8	藤井寺市消防団条例の一部改正について	1 5
1 9	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ	1 8
	NT	
2 0	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	2 0
	について	
2 1	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行	5 0
	に伴う関係条例の整備について	

		•
2 2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	5 6
2 3	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	5 9
2 4	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	6 1
2 5	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営	7 5
	に関する基準を定める条例等の一部改正について	
2 6	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	8 7
2 7	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について	9 0
2 8	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について	9 3
2 9	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	9 7
3 0	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について	9 9
3 1	藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について	1 0 1

このほかの提出議案

- 議案番号 32 令和元年度藤井寺市一般会計補正予算 (第4号) について
 - 33 令和元年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
 - 34 令和元年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
 - 35 令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

報告第12号

平成30年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第 1項の規定により、平成30年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員 の意見を付けて報告する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
_	_	1. 5	39.5		
(12.87)	(17.87)	(25.0)	(350.0)		

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が 算定されない場合は、「-」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第13号

平成30年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成30年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
		地方公共団体の財政の健全化に関
定院事类性则	_	する法律施行令(平成19年政令
病院事業特別会計	(20.0)	第397号)第17条第1号の規
		定により事業の規模を算定
		地方公共団体の財政の健全化に関
水道事業会計	_	する法律施行令(平成19年政令
小担尹耒云訂	(20.0)	第397号)第17条第1号の規
		定により事業の規模を算定
		地方公共団体の財政の健全化に関
○ 小 世 下 水 送 車 坐 性 即 今 卦	_	する法律施行令(平成19年政令
公共下水道事業特別会計	(20.0)	第397号)第17条第3号の規
		定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「一」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

報告第14号

平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書の報告について 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、 平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書

1																			
						全体計画				実 績				比較					
款	款」項		事業	年	F		左の財源	原内訳				左の財源内訳					左の財源内訳		
			名	度	年割額	特	定財	源	—般	支出 済額	特	定財	原	一般	年割額と 支出済額 の差		特定財源		一般
						国・府 支出金	地方債	その他	財源		国・府 支出金	地方債	その他	財源	の差	国・府 支出金	地方債	その他	財源
				平成	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3. 9. 中 教 学		市立藤井	28	1,800,703,000	325,555,000	1,458,300,000	0	16,848,000	188,030,000	8,965,000	162,600,000	0	16,465,000	1,612,673,000	316,590,000	1,295,700,000	0	383,000
		寺中学校	29	394,342,000	10,031,000	384,200,000	0	111,000	1,452,230,000	225,271,000	1,226,900,000	59,000	0	Δ 1,057,888,000	∆ 215,240,000	△ 842,700,000	Δ 59,000	111,000	
費	校	Ē	施設整備事	30	0	0	0	0	0	417,329,000	10,131,000	384,100,000	23,098,000	0	Δ 417,329,000	Δ 10,131,000	∆ 384,100,000	∆ 23,098,000	0
			業	計	2,195,045,000	335,586,000	1,842,500,000	0	16,959,000	2,057,589,000	244,367,000	1,773,600,000	23,157,000	16,465,000	137,456,000	91,219,000	68,900,000	Δ 23,157,000	494,000

報告第15号

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書

					全 体 計 画			実績				比 較			
款	款 項 業		年		Ž	左の財源内部	1		左の財源内訳		年割額と	左の財源内訳			
水		業名	度	年割額	企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 支調整額	支払義務 発生額	企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 支調整額	支払義務 発生額の 差	企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 支調整額
			平成	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		第六	28	56,816,000	20,000,000	34,312,000	2,504,000	52,102,350	20,000,000	29,798,175	2,304,175	4,713,650	0	4,513,825	199,825
1.	1.	次													
資本	建設	配水	29	185,286,000	140,000,000	33,928,000	11,358,000	168,001,514	140,000,000	17,715,371	10,286,143	17,284,486	0	16,212,629	1,071,857
的	改	管													
支出	良費	整備事	30	97,301,000	60,000,000	31,191,000	6,110,000	95,476,640	60,000,000	29,484,987	5,991,653	1,824,360	0	1,706,013	118,347
		業	計	339,403,000	220,000,000	99,431,000	19,972,000	315,580,504	220,000,000	76,998,533	18,581,971	23,822,496	0	22,432,467	1,390,029

. ဝ

認定第1号

平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第2号

平成30年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第3号

平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第4号

平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第5号

平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第6号

平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第7号

平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

認定第8号

平成30年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

議案第18号

藤井寺市消防団条例の一部改正について 藤井寺市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)により地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正されることを踏まえ、成年被後見人等を消防団員の欠格条項とする規定を削除するとともに、その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市消防団条例の一部を改正する条例

藤井寺市消防団条例(昭和40年藤井寺市条例第24号)の一部を次のように改 正する。

第1章の章名を削る。

第1条中「消防団」を「、消防団」に、「、区域並に」を「及び区域並びに」に、 「服務」を「服務等」に改める。

第2条中「消防団を設置しその名称は藤井寺市消防団(以下「消防団」という。) と称し」を「藤井寺市消防団(以下「消防団」という。)を設置し、」に改める。 第2章及び第3章の章名を削る。

第4条本文(各号列記以外の部分に限る。)中「その他」を「、その他」に、「次の」を「、次の」に、「もの」を「者」に改め、同条第1号ただし書中「但し」を「ただし、」に、「特に」を「、特に」に改め、同条第2号中「もの」を「者」に改める。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「禁固以上の刑に処せられその執行を終るまで」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「区外にその居住を転したとき」を「区域外にその居住を転じたとき」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項第2号中「又は」を「、又は」に改める。

第6条中「予め」を「、あらかじめ」に、「以って」を「もって」に改める。

第7条ただし書中「但し」を「ただし、」に改める。

第8条中「あらたに」を「新たに」に、「もの」を「者」に改める。

第4章の章名を削る。

第9条中「消防長の命令」を「、消防長の命令」に、「その」を「、その」に改める。

第10条を次のように改める。

- 第10条 団長は、団員を総括し、指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務 を遂行し、団務を掌りその責に任じる。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 団長、副団長ともに事故があるときは、分団長がその職務を代行する。
- 4 前2項の代職は、団長があらかじめ定める順位により行う。
- 5 分団長及び班長は、上長の命を受け所属団員を指揮してその職を行う。

第5章の章名を削る。

第11条を次のように改める。

(規律)

- 第11条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては専心してこれに当たる心構えを持たなければならない。
 - (2) 規律を厳守し、上長の指揮命令のもと上下一体事に当たらなければならない。
 - (3) 上下同僚間は相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
 - (4) 職務に関し金品の贈与若しくは供応を受け、又はこれを請求してはならない。
 - (5) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
 - (6) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党その他の政治団体を支持し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは合議に関与してはならない。
 - (7) 服務中は持ち場を離れてはならない。
 - 第6章の章名を削る。
- 第12条第1項中「消防団」を「、消防団」に改め、「時は」を「ときは、」に改め、同条第2項中「団員」を「、団員」に、「出来る」を「できる」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号) の施行に伴い、本条例における引用条項の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年藤井寺市条例第24号) の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規 定によるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号) により、一般職の会計年度任用職員が創設されることに伴い、会計年度用職員の給 与及び費用弁償について規定するため、本条例を制定するものである。 藤井寺市条例第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

- 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号の規定によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。
- 2 この条例に規定する給与は、会計年度任用職員から申出があったとき、その全 部又は一部を口座振替の方法によって支払うことができる。
- 3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。 (フルタイム会計年度任用職員の給料)
- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1及び別表第2に規定する給料表(以下「給料表」という。)によるものとし、職種の区分に応じて適用する。
- 2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の職務の等級)
- 第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表によるものとする。
- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の等級は、前項の規定に基づく基準に従い 任命権者(法第6条に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同 じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が規則で定める基

準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

- 第6条 給料は月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に 支給する。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号。以下「給与条例」という。)第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第12条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第7条 給与条例第12条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準 用する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

- 第8条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で任命権者が認めるものに新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。
- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給するフルタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当の支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、 規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第9条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準 用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用 する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第18条第1項、第3項本文、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計

年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第12条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第13条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用 する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイ ム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

- 第14条 給与条例第23条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 前項の規定により準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第18条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第19条第1項及び前条の規定により準用する給与条例第20条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第15条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条の規定により準用する給与条例第18条、第12条の規定により準用する給与条例第19条及び第13条の規定により準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月 以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定め るフルタイム会計年度任用職員を含む。)について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の

範囲、手当の額及びその支給方法は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 10年藤井寺市条例第3号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところ による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第18条 第11条の規定により準用する給与条例第18条、第12条の規定により準用する給与条例第19条及び第13条の規定により準用する給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

- 第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて計算するものとする。
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、市長の定めるところにより、その月の 翌月以後の給与から差し引くことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額(以下「報酬月額」という。)は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について 定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を

- 20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の 端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額 を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた 額)とする。
- 4 前3項の基準月額とは、これらに規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、第9条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の調整額)

- 第21条 市長は、報酬月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、 勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して 著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、報酬月 額につき適正な調整額を定めることができる。
- 2 前項の規定による報酬の調整額は、調整前における報酬月額の100分の25 を超えてはならない。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬)

- 第22条 初任給調整に係る報酬は、医療職給料表(1)の適用を受けるパートタイム 会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる 職で任命権者が認めるものに新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員に 対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。
- 2 前項の規定により初任給調整に係る報酬を支給するパートタイム会計年度任用 職員の範囲、初任給調整に係る報酬の支給額その他初任給調整に係る報酬の支給 に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第23条 特殊勤務手当条例第3条から第12条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第24条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下

「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」 という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日 勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につ き、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100 分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に 係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更 前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更 前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更 正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、 この限りでない。
- 4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得

た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の 午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50 (パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)
- 第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。給与条例第19条第1項後段の規定が適用される場合に類するものとして、市長が規則で定める場合についても同様とする。
- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

- 第26条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務 することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全 時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第31条に規定 する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第27条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務 1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日 直勤務にあっては、25,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主とし て行う宿日直勤務にあっては6,800円)を超えない範囲内において市長が定 める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が 執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間で市長が定める日に 退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円(入 院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務にあっては、

- 37,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては10,200円)を超えない範囲内において市長が定める額とする。
- 2 前項の勤務は、前3条の勤務に含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第28条 第32条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第24条から前条 までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、 当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未 満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第29条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして 市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給 しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

- 第30条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。
- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員 になった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した 場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月

の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日 数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

- 第31条 第24条から第26条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額 (パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)
- 第32条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規 の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等で ある場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承 認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤 務1時間当たりの報酬額を減額する。
- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第33条 給与条例第12条の3第3号の規定は、会計年度任用職員について準用 する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第34条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第35条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める

通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項及び第4項から第7項までの規定の例による。ただし、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、これらの規定の例により難いパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、市長が規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

- 第36条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。
- 2 旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条 例第23号)の例による。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第16条及び第29条第1項の規定により準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の50(市長が別に定める職種にあっては、100分の130)」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の90(市長が別に定める職種にあっては、100分の130)」とする。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職務の等級	1等級	2 等級				
号給	給料月額	給料月額				
1	1 4 4, 1 0 0	194,000				
2	1 4 5, 2 0 0	195, 800				
3	1 4 6, 4 0 0	197,600				
4	147,500	199, 400				
5	148,600	200, 900				
6	149,700	202,700				
7	150,800	204, 500				
8	151,900	206, 300				
9	153,000	207, 900				
1 0	154,400	209,700				
1 1	155,700	2 1 1, 5 0 0				
1 2	157,000	2 1 3, 3 0 0				
1 3	158,300	2 1 4, 7 0 0				
1 4	159,800	2 1 6, 5 0 0				
1 5	161, 300	2 1 8, 2 0 0				
1 6	162,900	2 2 0, 0 0 0				
1 7	164,200	2 2 1, 7 0 0				
1 8	165,700	2 2 3, 4 0 0				
1 9	167,200	2 2 5, 0 0 0				
2 0	168,700	2 2 6, 6 0 0				
2 1	170,100	228,000				
2 2	172,800	2 2 9, 7 0 0				
2 3	175,400	2 3 1, 3 0 0				
2 4	178,000	232, 900				

2 5	180,7	0 0	234,	0 0 0
2 6	182,4	0 0	235,	5 0 0
2 7	184,0	0 0	236,	9 0 0
2 8	185, 7	0 0	238,	2 0 0
2 9	187, 2	0 0	239,	5 0 0
3 0	188, 9	0 0	240,	7 0 0
3 1	190,7	0 0	2 4 1,	7 0 0
3 2	192,4	0 0	242,	9 0 0
3 3	194,0	0 0	244,	2 0 0
3 4	195, 4	0 0	245,	3 0 0
3 5	196, 9	0 0	246,	5 0 0
3 6	198,4	0 0	247,	8 0 0
3 7	199, 7	0 0	248,	7 0 0
3 8	201,0	0 0	250,	1 0 0
3 9	202, 2	0 0	251,	5 0 0
4 0	203,5	0 0	252,	9 0 0
4 1	204,8	0 0	254,	3 0 0
4 2	206,1	0 0	255,	7 0 0
4 3	207, 4	0 0	2 5 7,	1 0 0
4 4	208,7	0 0	258,	4 0 0
4 5	209,8	0 0	259,	6 0 0
4 6	2 1 1, 1	0 0	260,	9 0 0
4 7	2 1 2, 4	0 0	262,	3 0 0
4 8	2 1 3, 7	0 0	263,	6 0 0
4 9	2 1 4, 8	0 0	264,	7 0 0
5 0	2 1 5, 9	0 0	265,	8 0 0
5 1	216,9	0 0	267,	1 0 0
5 2	2 1 8, 0	0 0	268,	4 0 0
5 3	219,1	0 0	269,	4 0 0
5 4	220, 1	0 0	270,	5 0 0
5 5	221,0	0 0	271,	8 0 0
5 6	2 2 2, 0	0 0	273,	1 0 0

I	I	ĺ	l	
5 7	222,	4 0 0	274,	0 0 0
5 8	223,	3 0 0	275,	0 0 0
5 9	224,	1 0 0	275,	9 0 0
6 0	2 2 4,	9 0 0	277,	0 0 0
6 1	225,	6 0 0	278,	1 0 0
6 2	226,	6 0 0	279,	1 0 0
6 3	227,	4 0 0	280,	0 0 0
6 4	228,	3 0 0	281,	0 0 0
6 5	229,	0 0 0	281,	5 0 0
6 6	229,	8 0 0	282,	4 0 0
6 7	230,	7 0 0	283,	1 0 0
6 8	231,	7 0 0	284,	0 0 0
6 9	232,	4 0 0	285,	0 0 0
7 0	233,	1 0 0	285,	8 0 0
7 1	233,	7 0 0	286,	6 0 0
7 2	234,	5 0 0	287,	4 0 0
7 3	235,	3 0 0	288,	2 0 0
7 4	236,	0 0 0	288,	7 0 0
7 5	236,	7 0 0	289,	1 0 0
7 6	237,	3 0 0	289,	6 0 0
7 7	238,	0 0 0	289,	8 0 0
7 8	238,	8 0 0	290,	1 0 0
7 9	239,	6 0 0	290,	3 0 0
8 0	240,	3 0 0	290,	7 0 0
8 1	240,	8 0 0	290,	9 0 0
8 2	241,	5 0 0	291,	1 0 0
8 3	242,	2 0 0	291,	5 0 0
8 4	242,	9 0 0	291,	8 0 0
8 5	243,	5 0 0	292,	1 0 0
8 6	244,	2 0 0	292,	4 0 0
8 7	244,	9 0 0	292,	7 0 0
8 8	2 4 5,	6 0 0	293,	1 0 0

8 9	2 4 6,	1 0 0	293,	4 0 0
9 0	246,	6 0 0	293,	8 0 0
9 1	246,	900	294,	1 0 0
9 2	2 4 7,	3 0 0	294,	5 0 0
9 3	2 4 7,	6 0 0	294,	7 0 0
9 4			294,	9 0 0
9 5			295,	2 0 0
9 6			295,	6 0 0
9 7			295,	8 0 0
9 8			296,	1 0 0
9 9			296,	5 0 0
100			296,	9 0 0
1 0 1			297,	1 0 0
102			297,	4 0 0
103			297,	8 0 0
1 0 4			298,	1 0 0
1 0 5			298,	3 0 0
106			298,	6 0 0
107			299,	0 0 0
1 0 8			299,	3 0 0
109			299,	5 0 0
1 1 0			299,	9 0 0
1 1 1			300,	3 0 0
1 1 2			300,	6 0 0
1 1 3			300,	8 0 0
1 1 4			301,	0 0 0
1 1 5			301,	3 0 0
1 1 6			301,	7 0 0
1 1 7			301,	9 0 0
1 1 8			302,	1 0 0
1 1 9			302,	4 0 0
1 2 0			302,	7 0 0

1 2 1	303,	1 0 0
1 2 2	303,	3 0 0
1 2 3	303,	6 0 0
1 2 4	303,	9 0 0
1 2 5	304,	2 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務の等級	1 等級	
号給	給料月額	
1	247,900	
2	250, 400	
3	252,900	
4	255, 400	
5	257,600	
6	261, 400	
7	265, 200	
8	269,000	
9	272,600	
1 0	276,600	
1 1	280,600	
1 2	284,600	
1 3	288, 400	
1 4	292, 400	
1 5	296, 300	
1 6	300, 200	
1 7	303, 900	

307,	5 0 0
3 1 1,	0 0 0
3 1 4,	6 0 0
3 1 8,	2 0 0
3 2 1,	9 0 0
325,	4 0 0
328,	9 0 0
3 3 2,	4 0 0
3 3 5,	2 0 0
3 3 7,	8 0 0
3 4 0,	4 0 0
3 4 4,	7 0 0
3 4 8,	0 0 0
351,	1 0 0
3 5 4,	2 0 0
3 5 7,	0 0 0
359,	9 0 0
363,	0 0 0
366,	2 0 0
369,	1 0 0
372,	7 0 0
375,	9 0 0
379,	6 0 0
383,	2 0 0
385,	0 0 0
	900
388,	
	7 0 0
388,	7 0 0 4 0 0
388,	7 0 0 4 0 0 2 0 0
3 8 8, 3 9 1, 3 9 4,	7 0 0 4 0 0 2 0 0 8 0 0
3 8 8, 3 9 1, 3 9 4, 3 9 6,	7 0 0 4 0 0 2 0 0 8 0 0 4 0 0
	3 1 1, 3 1 4, 3 1 8, 3 2 1, 3 2 5, 3 2 8, 3 3 5, 3 3 7, 3 4 0, 3 4 4, 3 4 8, 3 5 1, 3 5 4, 3 5 7, 3 5 9, 3 6 3, 3 6 6, 3 6 9, 3 7 2, 3 7 5, 3 7 9, 3 8 3,

5 0	406,100
5 1	408, 300
5 2	410,600
5 3	412, 900
5 4	415,000
5 5	417,000
5 6	419, 100
5 7	421,000
5 8	422,800
5 9	424,600
6 0	426,600
6 1	428, 500
6 2	430, 500
6 3	432,400
6 4	434,400
6 5	436, 200
6 6	438,000
6 7	439,700
6 8	441, 500
6 9	443, 300
7 0	445, 100
7 1	446,900
7 2	448,600
7 3	450, 400
7 4	452,100
7 5	453, 900
7 6	455, 700
7 7	457,600
7 8	458,800
7 9	460,000
8 0	461, 200
8 1	462,400

8 2	463,	4 0 0
8 3	464,	4 0 0
8 4	465,	4 0 0
8 5	466,	2 0 0
8 6	466,	9 0 0
8 7	467,	6 0 0
8 8	468,	3 0 0
8 9	469,	0 0 0
9 0	469,	7 0 0
9 1	470,	4 0 0
9 2	471,	0 0 0
9 3	471,	3 0 0
9 4	472,	0 0 0
9 5	472,	7 0 0
9 6	473,	4 0 0
9 7	473,	8 0 0
98	474,	4 0 0
9 9	475,	1 0 0
100	475,	8 0 0
101	476,	2 0 0
102	476,	8 0 0
103	477,	4 0 0
104	477,	9 0 0
105	478,	5 0 0
106	479,	0 0 0
107	479,	5 0 0
108	480,	0 0 0
109	480,	4 0 0
1 1 0	481,	0 0 0
1 1 1	481,	4 0 0
112	481,	9 0 0
113	482,	4 0 0

1 1 4	483,	0 0 0
1 1 5	483,	6 0 0
1 1 6	484,	0 0 0
1 1 7	484,	5 0 0
1 1 8	485,	1 0 0
1 1 9	485,	7 0 0
1 2 0	486,	3 0 0
1 2 1	486,	8 0 0

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の等級	1等級
号給	給料月額
1	154,400
2	156, 200
3	157,900
4	159,600
5	161, 300
6	163,000
7	164,700
8	166,500
9	168,000
1 0	169, 900
1 1	171, 900
1 2	173,800
1 3	175,700
1 4	177,600
1 5	179,400
1 6	181, 300

1 7	186,	9 0 0
18	188,	5 0 0
1 9	190,	1 0 0
2 0	191,	7 0 0
2 1	193,	2 0 0
2 2	194,	7 0 0
2 3	196,	3 0 0
2 4	197,	8 0 0
2 5	199,	4 0 0
2 6	201,	1 0 0
2 7	202,	7 0 0
2 8	204,	4 0 0
2 9	205,	8 0 0
3 0	207,	4 0 0
3 1	209,	0 0 0
3 2	210,	6 0 0
3 3	2 1 2,	0 0 0
3 4	2 1 3,	6 0 0
3 5	2 1 5,	3 0 0
3 6	2 1 7,	0 0 0
3 7	2 1 8,	3 0 0
3 8	2 1 9,	8 0 0
3 9	221,	2 0 0
4 0	222,	7 0 0
4 1	2 2 4,	1 0 0
4 2	2 2 5,	5 0 0
4 3	2 2 6,	8 0 0
4 4	228,	1 0 0
4 5	229,	4 0 0
4 6	230,	8 0 0
4 7	232,	3 0 0
4 8	233,	7 0 0

2 3 4,	8 0 0
2 3 6,	1 0 0
2 3 7,	1 0 0
238,	4 0 0
2 3 9,	8 0 0
2 4 1,	1 0 0
2 4 2,	2 0 0
2 4 3,	5 0 0
2 4 4,	8 0 0
2 4 5,	9 0 0
2 4 7,	1 0 0
2 4 8,	2 0 0
249,	3 0 0
250,	7 0 0
252,	2 0 0
253,	5 0 0
255,	1 0 0
256,	5 0 0
257,	9 0 0
259,	2 0 0
260,	3 0 0
261,	7 0 0
263,	1 0 0
264,	4 0 0
265,	2 0 0
266,	5 0 0
267,	8 0 0
269,	1 0 0
270,	0 0 0
271,	2 0 0
272,	
	2 3 6, 2 3 7, 2 3 8, 2 3 9, 2 4 1, 2 4 2, 2 4 3, 2 4 4, 2 4 5, 2 4 7, 2 4 8, 2 4 9, 2 5 0, 2 5 2, 2 5 3, 2 5 5, 2 5 6, 2 5 7, 2 5 9, 2 6 0, 2 6 1, 2 6 3, 2 6 6, 2 6 7, 2 6 9, 2 7 0,

8 1	274,600
8 2	275, 700
8 3	276,600
8 4	277, 700
8 5	278,700
8 6	279,700
8 7	280,800
8 8	281, 900
8 9	282, 500
9 0	283, 200
9 1	283, 700
9 2	284, 500
9 3	285, 300
9 4	285, 900
9 5	286, 500
9 6	287, 100
9 7	287, 800
98	288, 300
9 9	288, 700
100	289, 100
101	289, 300
102	289, 500
103	289, 700
104	289, 900
105	290, 300
106	290, 500
107	290, 700
108	290, 900
109	291, 300
1 1 0	291, 500
111	291, 700
1 1 2	292,000

1 1 3	292,	4 0 0
1 1 4	292,	7 0 0
1 1 5	292,	9 0 0
1 1 6	293,	2 0 0
1 1 7	293,	5 0 0
1 1 8	293,	7 0 0
1 1 9	293,	9 0 0
1 2 0	294,	2 0 0
1 2 1	294,	5 0 0

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の等級	1等級 給料月額				
号給					
1	163,000				
2	164,400				
3	165, 900				
4	167, 300				
5	168,800				
6	170,300				
7	171,800				
8	173,300				
9	174,600				
1 0	176,300				
1 1	177,900				
1 2	179,400				
1 3	180, 900				
1 4	182, 900				

1 5	184,	9 0 0
1 6	186,	9 0 0
1 7	190,	5 0 0
18	192,	6 0 0
1 9	194,	7 0 0
2 0	196,	7 0 0
2 1	198,	8 0 0
2 2	201,	1 0 0
2 3	203,	4 0 0
2 4	205,	7 0 0
2 5	208,	1 0 0
2 6	209,	5 0 0
2 7	210,	9 0 0
2 8	212,	1 0 0
2 9	213,	5 0 0
3 0	2 1 4,	9 0 0
3 1	216,	4 0 0
3 2	2 1 7,	6 0 0
3 3	2 1 9,	0 0 0
3 4	220,	5 0 0
3 5	222,	0 0 0
3 6	223,	5 0 0
3 7	224,	7 0 0
3 8	226,	4 0 0
3 9	228,	1 0 0
4 0	229,	8 0 0
4 1	231,	1 0 0
4 2	232,	8 0 0
4 3	234,	5 0 0
4 4	236,	2 0 0
4 5	237,	8 0 0
4 6	239,	2 0 0

4 7	2 4 0,	5 0 0
4 8	2 4 1,	6 0 0
4 9	2 4 2,	8 0 0
5 0	243,	9 0 0
5 1	244,	8 0 0
5 2	2 4 5,	9 0 0
5 3	246,	8 0 0
5 4	2 4 7,	9 0 0
5 5	248,	8 0 0
5 6	249,	9 0 0
5 7	250,	4 0 0
5 8	251,	3 0 0
5 9	252,	2 0 0
6 0	253,	1 0 0
6 1	253,	9 0 0
6 2	254,	9 0 0
6 3	255,	8 0 0
6 4	256,	8 0 0
6 5	257,	8 0 0
6 6	258,	9 0 0
6 7	260,	1 0 0
6 8	261,	3 0 0
6 9	262,	4 0 0
7 0	263,	9 0 0
7 1	265,	3 0 0
7 2	266,	7 0 0
7 3	268,	2 0 0
7 4	269,	8 0 0
7 5	271,	3 0 0
7 6	272,	8 0 0
7 7	274,	2 0 0
7 8	275,	7 0 0

7 9	277,	2 0 0
8 0	278,	5 0 0
8 1	279,	9 0 0
8 2	281,	4 0 0
8 3	282,	9 0 0
8 4	284,	4 0 0
8 5	285,	5 0 0
8 6	287,	0 0 0
8 7	288,	5 0 0
8 8	289,	9 0 0
8 9	290,	9 0 0
9 0	292,	3 0 0
9 1	293,	5 0 0
9 2	294,	8 0 0
93	296,	2 0 0
9 4	297,	5 0 0
9 5	298,	7 0 0
9 6	300,	0 0 0
9 7	300,	5 0 0
98	301,	7 0 0
9 9	302,	8 0 0
100	3 0 4,	0 0 0
1 0 1	305,	1 0 0
102	306,	3 0 0
103	307,	5 0 0
1 0 4	308,	6 0 0
1 0 5	309,	9 0 0
106	3 1 1,	1 0 0
107	3 1 2,	3 0 0
108	3 1 3,	5 0 0
109	3 1 4,	3 0 0
110	3 1 5,	0 0 0

1 1 1	3 1 5, 7 0 0
1 1 2	316, 300
1 1 3	317,000
1 1 4	317, 300
1 1 5	317, 900
1 1 6	318,600
1 1 7	319,000
1 1 8	319,600
1 1 9	320, 200
1 2 0	320,800
1 2 1	321, 200
1 2 2	3 2 1, 7 0 0
1 2 3	3 2 2, 2 0 0
1 2 4	3 2 2, 7 0 0
1 2 5	3 2 3, 1 0 0
1 2 6	323, 500
1 2 7	3 2 3, 8 0 0
1 2 8	3 2 4, 1 0 0
1 2 9	3 2 4, 5 0 0
1 3 0	3 2 4, 9 0 0
1 3 1	325, 300
1 3 2	325,600
1 3 3	325, 800
1 3 4	3 2 6, 1 0 0
1 3 5	326, 500
1 3 6	326, 700
1 3 7	326, 900
1 3 8	3 2 7, 2 0 0
1 3 9	327, 500
1 4 0	327, 800
1 4 1	328,000
1 4 2	3 2 8, 3 0 0

1 4 3	3 2 8,	7 0 0
1 4 4	3 2 8,	9 0 0
1 4 5	329,	1 0 0
1 4 6	329,	3 0 0
1 4 7	329,	7 0 0
1 4 8	329,	9 0 0
1 4 9	330,	2 0 0
150	330,	6 0 0
151	3 3 1,	0 0 0
1 5 2	3 3 1,	4 0 0
153	331,	7 0 0

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	定型的又は補助的な業務を行う職
	務
2等級	相当の知識又は経験を必要とする
	職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	医師の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	薬剤師の職務
	診療放射線技師の職務
	臨床検査技師の職務
	理学療法士の職務
	歯科衛生士の職務
	管理栄養士の職務

栄養士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	保健師の職務
	看護師の職務
	准看護師の職務

議案第21号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号) により、一般職の会計年度任用職員が創設されることに伴い、関係条例について整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 第1条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井 寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第1項中「及び別表第2」を削り、同条第2項を削る。
 - 第3条第3項ただし書を削る。
 - 第4条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第4項を削る。
 - 別表第1消防団団員の項の次に次のように加える。

 社会福祉法人及び社会福祉施設会計監
 日額
 19,000円

 査専門指導員
 19,000円

別表第1幼稚園医(内科)の項報酬額の欄、同表幼稚園医(歯科)の項報酬額の欄及び同表幼稚園薬剤師の項報酬額の欄中「(藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。)」を削り、同表幼稚園長の項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の 一部を次のように改正する。
 - 第2条第1項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。
 - 第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)に」を「職員に対して」に改める。
 - 第17条第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。
 - 第18条の見出しを「(時間外勤務手当)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同条第5項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。
 - 第23条の2の見出し及び第26条中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」 に改める。
 - 第28条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第28条 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部 を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(退職手当の支給)

- 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務 に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28 条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の 規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、 その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。
- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第6条の5第2項中「合計額」の次に「とし、その他の職員については、この 基本給月額に準じて規則で定める額」を加える。

第7条の2及び第7条の3を次のように改める。

(勤続期間の計算の特例)

- 第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間 の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員とし ての引き続いた在職期間とみなす。
 - (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
 - (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間

に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

- 第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定 の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上3月以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。」を「1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例(令和元年藤井寺市条例第 号)第20条に規定する報酬額とする。)の10分の1以下を減ずるものとする。」に改める。

第4条第1項中「3月」を「6月」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例 第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第2項中「、若しくは」を「若しくは」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の 適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の 2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「給与条例に別段の定をしない限り」を「条例に別段の定めのない限り」に改める。

第5条の見出しを「(委任)」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出しを「(時間外勤務代休時間)」に改め、同条第1項中「超 過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時 間」に改め、同条第2項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第9条の2第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第14条を次のように改める。

(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)

第14条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)の一部を 次のように改正する。

第5条の3第1項中「第21号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第2項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第8条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法」に改める。

第10条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」の次に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年藤井寺市条例第 号)第17条」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年藤井寺市条例第 1号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」 を「条件付採用」に改める。

(藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年藤井寺市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第7条の2の規定は、 この条例の施行の日以後の勤務した期間に係る在職期間について適用する。

議案第22号

- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正が行われ、職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることとなったため、関係条例中の同法引用部分を整理するほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の 一部を次のように改正する。
 - 第24条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法 第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」 を削る。
 - 第24条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除 く。)」を削る。
 - 第25条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第 28条第4項の規定により失職し」を削る。
 - 第29条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは 地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職 し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部 を次のように改正する。
 - 第8条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を 削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 第3条 職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。
 - 第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改め、「場合には」を「ときは」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第 11号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第1項中「占める職員」を「占めるもの」に改める。
 - 第6条の2中「この条例の適用を受ける職員(第19条に規定する職員を除く。) に」を「職員に対して」に改める。
 - 第12条第2項中「第11条」を「前条」に改める。

第13条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法 第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「おいて」を「おい ては」に改める。

第14条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法 第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「第1項」を「前項」 に改める。

第15条第2項第2号中「規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした」を「規定により失職した」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) 第5条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 54年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第8条の見出しを「(時間外勤務手当)」に改め、同条中「超過勤務手当」を 「時間外勤務手当」に改める。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」 を削る。

第14条第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第23号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の 施行に伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、所要の規定を整 備するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例(平成6年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第1項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条 第2項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に登録しておく ことができる物を含む。以下同じ。)」を「磁気ディスク」に改める。

第9条第2号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第11条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第24号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について 藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民総合会館の使用料を改定するほか、新たに大ホールの客席半面利用に関する基本料金設定を行うため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合会館条例(平成14年藤井寺市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第12条関係)

基本料金表

本館 (大ホール・小ホール)

使用時間区分		午前	午後	夜間	午前· 午後	午後・ 夜間	全日
種別		午前9時 から正 午まで	午後1時 から午 後5時ま	午後6時 から午 後10時 まで	午前9時 から午 後5時ま	午後1時 から午 後10時 まで	午前9時 から午 後10時 まで
1至774				6		6	6
大ホール(全	平日	四 28, 160	円 47, 520	円 52, 800	円 68, 860	91, 280	円 117, 920
	土、日、	35, 200	56, 320	63, 360	82, 360	107, 700	140, 800
大ホー	平日	19, 820	33, 460	37, 160	48, 480	64, 270	83, 020
ル (客 席半 面)	土、日、	24, 780	39, 650	44, 600	57, 980	75, 830	99, 140
小ホール	平日	7, 230	11, 440	13, 200	15, 310	20, 190	26, 400
	土、日、	8, 580	12, 660	15, 840	18, 050	24, 220	31, 680

本館 (大ホール・小ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時ま	午前9時から 午後10時ま
種別 			で	で
小会議室A	円 1,700	円 2,280	円 3,040	円 6, 320
小会議室B	1,700	2, 280	3, 040	6, 320
小会議室C	1,700	2, 280	3,040	6, 320
小会議室D	1,700	2, 280	3,040	6, 320
小会議室E	1,700	2, 280	3, 040	6, 320
中会議室A	2,660	3,610	4, 370	8, 670
中会議室B	2,660	3,610	4, 370	8, 670
多目的室	2,660	3,610	4, 370	8, 670
和室A	1,700	2, 280	3, 040	6, 320
和室B	1,700	2, 280	3, 040	6, 320
和室全室 (和室Aと和 室Bを同時使 用したとき)	3,060	4, 100	5, 470	11, 380
絵画教室	2,660	3,610	4, 370	8, 670
音楽教室	2,660	3,610	4, 370	8, 670
料理教室	4,000	4, 590	5, 310	12, 390

茶室	1,700	2, 280	3, 040	6, 320
市民ギャラリー	5, 310	7, 960	10, 620	22, 060

別館 (中ホール)

使用時間区分	午前	午後	夜間	午前· 午後	午後・ 夜間	全日
	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	5時まで	10時ま	5 時まで	10時ま	10時ま
種別			で		で	で
	円	円	円	円	円	円
平日	13, 720	22, 000	28, 500	31, 070	43, 930	56, 320
土、日、休	14, 960	23, 920	29, 740	33, 820	46, 690	59, 840

別館(中ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後10時ま	午後10時ま
種別			で	で
会議室301	円	円	円	円
	1,510	1,900	2, 370	4, 590
会議室302	1,010	1,510	1,700	3, 230
会議室303	1,010	1,510	1,700	3, 230
会議室304	1,010	1,510	1,700	3, 230
会議室305	4, 370	5, 650	7,080	13, 070

会議室307	2, 280	3, 040	3, 940	7, 240
会議室308	2, 280	3,040	3, 940	7, 240

分館

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から 正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から 午後10時ま で
中会議室	円 2,090	円 3,230	円 4,000	円 8, 140
会議室1	1,510	1,700	2,090	4, 190
会議室 2	1, 420	1,510	1,700	3, 420
会議室3	1, 220	1, 420	1,510	3, 230
和室	1, 220	1, 420	1,510	3, 230
談話室1	730	810	1,010	1,900
談話室2	730	810	1,010	1,900
大会議室 (中会議室 と会議室1 を同時使用 したとき)	3, 230	4, 190	4, 950	9, 730

備考

- 1 「土、日、休」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)その他の法律に規定する休日をいう。
- 2 使用者が市外居住者(法人又は事業所にあっては、その所在地)であるときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算する。
- 3 大ホール (全面) 又は大ホール (客席半面) において、準備で舞台のみを

使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール(全面)基本料金の3割相当額を徴収する。

- 4 大ホール(全面)又は大ホール(客席半面)において、準備、練習又はリハーサルで舞台及び客席のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール(全面)基本料金の7割相当額を徴収する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、その最高額が 1,500円以上の場合は当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を 加算して徴収する。
- 6 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 7 使用許可時間の延長(使用時間区分の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げをいう。別表第2において同じ。)は、管理上支障がないときに限り、 1時間以内において許可する。この場合において、30分以上1時間以内の 当該延長に係る使用料は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に 定める使用時間区分に係る基本料金(加算額があるときは、その額を加えた 額)の3割相当額を加算する。
 - (1) 正午の終了時刻を繰り下げる場合 午前の使用時間区分
 - (2) 午後1時の開始時刻を繰り上げる場合又は午後5時の終了時刻を繰り下 げる場合 午後の使用時間区分
 - (3) 午後6時の開始時刻を繰り上げる場合 夜間の使用時間区分
- 8 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーにおいて、開館までの間に材料の搬入、仕込み等を行うときは、1時間前までとし、2,090円を徴収する。
- 9 舞台、照明、音響等に関し、技術者等の必要な人員に係る人件費については、1人分のみ基本料金に含む(その他必要な人員に係る人件費については、別途実費支払を要する)。
- 10 使用料を算定するに当たり、基本料金に備考2から備考7までに定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その都度これを切り捨てる。

別表第2 (第12条関係)

附属設備使用料金表

大ホール照明				
名称	単位	使用料		
		円		
フットライト	1列	6 2 0		
花道フットライト	1列	2 0 0		
プロセニアムボーダーライト	1列	9 4 0		
ボーダーライト	1列	9 4 0		
サスペンションライト	1列	2, 090		
トーメンタルタワースポットライト	4 台	8 3 0		
アッパーホリゾンライト	1列	2, 090		
ロアーホリゾンライト	1列	1, 570		
シーリングスポットライト	12台	2, 090		
第1フロントサイドスポットライト	6 台	1, 250		
第2フロントサイドスポットライト	8台	1, 570		
クセノンピンスポットライト	1 台	4, 190		
照明用スタンド	1 台	100		
エフェクトマシン	1 台	1, 250		
オーロラマシン	1 台	7 3 0		
ミラーボール	1 台	7 3 0		

スポットライト (1 KW)	1 台	3 1 0
スポットライト (0.5KW)	1 台	200

中ホール照明			
名称	単位	使用料	
		円	
フットライト	1列	6 2 0	
ボーダーライト	1 列	9 4 0	
サスペンションライト	1列	1, 570	
アッパーホリゾントライト	1列	1, 040	
ロアーホリゾントライト	1列	8 3 0	
シーリングスポットライト	9台	1, 360	
フロントサイドスポットライト	4 台	9 4 0	
スポットライト (1 KW)	1 台	3 1 0	
ミラーボール	1台	5 2 0	
ピンスポットライト	1 台	1, 040	
客席用スポットライト	1式	1, 040	

小ホール照明				
名称	単位	使用料		
		円		
ボーダーライト	1列	1, 040		

アッパーホリゾントライト	1列	1, 040
ロアーホリゾントライト	1列	8 3 0
シーリングスポットライト	6台	1, 250
フロントサイドスポットライト	4 台	6 2 0

大ホール舞台設備			
名称	単位	使用料	
		円	
音響反射板	1式	5, 230	
指揮者台	1台	2 0 0	
楽団用譜面台	1 本	1 0 0	
所作台	1式	5, 230	
平台	1 枚	1 0 0	
平台	1セット	9 4 0	
	(10枚)		
花台	1台	200	
松羽目	1式	1, 570	
金屏風	1 双	1, 570	
銀屏風	1 双	1, 570	
緋毛せん	1 枚	100	
めくり台	1台	1 0 0	

中ホール舞台設備			
名称	単位	使用料	
		円	
花台	1 台	200	
めくり台	1台	1 0 0	
金屛風	1 双	1, 570	

小ホール舞台設備			
名称	単位	使用料	
		円	
花台	1 台	2 0 0	
めくり台	1台	1 0 0	
スクリーン	1式	3 1 0	

	楽器		
名称	単位	使用料	付記
コンサートピアノ	1台	円 4, 190	大ホール
コンサートピアノ	1台	2, 610	中ホール
コンサートピアノ	1台	2, 090	小ホール
アップライトピアノ	1台	7 3 0	音楽教室
コンサートピアノ	1 台	2, 090	音楽教室

大ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置 1	1式	円 4,190	アンプ、調整卓、プロセニアムスピーカー、モニター、ステージスピーカー、ダイナミックマイク2本
拡声装置 2	1式	2, 090	モニター用としての み使用時(運営系)
ワイヤレスマイク	1本	1, 040	マイクスタンド付
コンデンサーマイク	1本	830	マイクスタンド付
ダイナミックマイク	1本	620	マイクスタンド付
マイクスタンド	1本	100	
カセットデッキ	1台	1, 040	
ダイレクトボックス	1台	5 2 0	
CDプレーヤー	1台	1, 040	
MDプレーヤー	1台	1, 040	
ステージスピーカー	1対	2, 090	
はねかえりスピーカー	1台	1, 570	
デジタルリバーブ	1台	1, 040	

中ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
		円	ダイナミックマイク
拡声装置	1式	3, 140	1 本付
ワイヤレスマイク	1本	1, 040	
コンデンサーマイク	1本	8 3 0	
ダイナミックマイク	1本	6 2 0	
カセットデッキ	1台	1, 040	
CDプレーヤー	1台	1, 040	
MDプレーヤー	1台	1, 040	
ダイレクトボックス	1台	5 2 0	

小ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 2,610	ダイナミックマイク 1本付
ワイヤレスマイク	1本	1, 040	
ダイナミックマイク	1本	6 2 0	
カセットデッキ	1台	1, 040	
CDプレーヤー	1台	1, 040	
MDプレーヤー	1台	1, 040	

ダイレクトボックス	1台	5 2 0	
デジタルリバーブ	1台	1, 040	

その他			
名称	単位	使用料	付記
茶器	1式	円 1, 570	
展示パネル	1 枚	150	
拡声装置	1式	7 3 0	
持込み機材電源使用料(1KW)	1区分	3 1 0	大・中・小ホール
プロジェクター	1式	3, 140	スクリーン付
ロッカー (大)	1個	5 2 0	1月につき
ロッカー (小)	1個	4 1 0	1月につき
ロッカー (大)	1個	7 0	1日につき
ロッカー (小)	1個	5 0	1日につき

備考

- 1 この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあっては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあっては上記使用料金に2を乗じた額、全日の区分による使用にあっては上記使用料金に3を乗じた額とする。ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。
- 2 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする 附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3

割相当額とする。

3 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後の申請に係る使用料の額について適用し、施行日前の申請に係る使用料の額 については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料の額について適用 し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第25号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)により、幼児教育、保育の無償化の観点から新たな給付制度を創設する等の措置が講ぜられることに伴い、関係条例の整備を行うものである。

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例(平成26年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満 3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認 定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所 得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ど もをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「前2項の」を「前2項に規定する場合においては、」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供するときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供するときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供するときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供するときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する。

る場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項(各号列記以外の部分に限る。)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の『又は』に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ『又は』に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の『又は』に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ『又は』に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
 - (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第1号中「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認 定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条(見出しを含む。)、第25条 並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ど

も等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規 定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定によ る」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ「ハ中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(ハ中「教育・保育給付認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第36条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ど

も (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(())中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「C型をいう。」の次に「附則第4項において同じ。」を加える。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、」を「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に、「かつ、」を「及び」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行

- う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項 第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項と し、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保 が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満 たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において 代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業 者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携 施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこと とすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設

(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に 規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規 定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地 方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型 保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」 を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」 に、「掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場 合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特定利用 地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市長が 定める額とする。)」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」 を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額(その額が現に当該特定地域型 保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の 額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合に あっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超え るときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型 保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に 要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の 額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保 護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育 認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規 定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定によ る」に改める。

第50条前段中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域

型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条中「特定保育・教育」を「特定教育・保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」 を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給 認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む ものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)」を「、地域 型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給 付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章 (第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第1 0条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第3 3条までを含む。次条第3項において同じ。)」に改め、「適用する。」の次に 「この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認 定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」 とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。」を加える。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、「適用する。」の次に「この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。」を加える。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満

保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に改め、「「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは」を削り、「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」 を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例の一部改正)

第2条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤井寺市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削る。

別表第2の20の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」に改め、同表の24の項を削る。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条中藤井寺市行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項及び別表第2の 24の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第26号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について 藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の公布に伴い、指定給 水装置工事事業者の指定の更新制の導入及び手数料等の規定を加えるほか、所要の 改正を行うものである。

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業給水条例(昭和35年藤井寺市条例第3号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第1項中「指定をした者」の次に「又は同法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者」を加える。

第19条第1項第1号及び第2号中「とき。」を「場合」に改め、同項第3号中「以外」の次に「の場所」を加え、「とき。」を「場合」に改める。

第28条第1項中「給水工事の設計審査、工事検査及び指定給水装置工事事業者の指定若しくは証書の交付」を「給水工事の設計審査及び工事検査並びに指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新並びに証書の再交付」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 指定給水装置工事事業者指定手数料
- (4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
- 第28条第1項に次の1号を加える。
- (5) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料

別表第1中「します」を「する」に改める。

別表第2中

Γ

3 指定手数料	第7条第1項の指定をするとき1件につき	10,000円
4 指定証交付手数料	第7条第1項の指定をしたことを証する とき1件につき	2,000円

な

Γ

3 指定給水装置工事事業者指定手数料	第7条第1項の指定をするとき1件につき	10,000円
4 指定給水 装置工事事 業者指定更 新手数料	第7条第1項の指定の更新をするとき1 件につき	10,000円
5 指定給水 装置工事事 業者指定証 再交付手数 料	第7条第1項の指定又は指定の更新に関 し指定証を再交付するとき1件につき	2,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第27号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について 藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、生涯学習センターの使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

藤井寺市立生涯学習センター条例(平成6年藤井寺市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

基本使用料

時間区分		午前	午後	夜間	全日
種別		午前9時3 0分から正 午まで		午後6時から午後9時 30分まで	
視聴	市民等	4,000	7,080	円 7,780	円 15,350
覚室	その他の者	6,000	10,620	11,670	23,030
クラフト	市民等	2,660	4, 370	4, 420	9, 910
室	その他の者	3, 990	6, 560	6,630	14,860
アト	市民等	2, 280	3, 610	4,000	8, 310
リエ	その他の者	3, 420	5, 410	6,000	12,470
音楽	市民等	1, 900	3, 230	3, 420	7, 080

教室	その他の者	2,860	4, 850	5, 130	10,620
研修	市民等	2, 860	4, 240	4,770	10,260
室	その他の者	4, 280	6, 350	7, 160	15,400
屋内多目	市民等	1, 570	2, 510	2, 200	5, 650
的広場	その他の者	2, 350	3, 770	3, 300	8, 480

備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は 在勤するものをいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第28号

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について 藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民総合体育館の使用料を改定する ために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合体育館条例(昭和51年藤井寺市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中1団体使用料の部を次のように改める。

1 団体使用料

	眹		午前		午	· 後	夜	間	^	П
	種別		9時~1	2 時	1時/	~5時	6 時~	~9時	全	П
	競技場	全面	4, 9	O O 円	7,	3 5 0 円	12,	250	22,	620
	196 1X 991	半面	2, 4	5 0 円	3,	6 7 0 円	6,	120	11,	3 1 0 円
	柔道場		1, 1	3 O 円	1,	580	2,	5 4 0 円	4,	900
施設使	剣道場		1, 1	3 O 円	1,	580	2,	5 4 0 円	4,	900
用料	多目的質	室 1	1, 1	3 O 円	1,	580	2,	5 4 0 円	4,	900
	多目的質	室 2	1, 1	3 O 円	1,	580	2,	030	4,	900
	会議室	1	1, 7	6 0 円	2,	6 4 0 円	4,	4 0 0 円	8,	170円
	会議室2	2	7	5 O 円		940	1,	5 7 0 円	2,	930
	会議室:	3	5	6 0 円		840	1,	170円	2,	200

=	会議室4	1,760	2,640	4,400円	8,170
-	会議室 5	940	1,410	2,200	4,400円

備考

- 1 「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 使用者の住所(団体又は法人にあってはその事務所)が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。
- 3 「競技場半面」とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。
- 4 使用人員は、10人以上とする。
- 5 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間につき当該使用区分に係る基本料金(加算額があるときは、その額を加えた額)の4割を徴収する(この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。)。
- 6 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

同表中2(1)個人使用料(卓球場を除く。)の部中

一般(高校生以上) 200円 200円 250円

を 「

一般 (高校生以上)

200円

200円

260円

に改める。

同表中3附属設備等使用料の部を次のように改める。

3 附属設備等使用料

種類	単位	使用料金
放送設備 (マイクロホン1本付き)	1式 1回	2,090円

-95-

長机	1脚 1回	50円
補助椅子	1脚 1回	20円

備考

- 1 使用料金の算定において、午前、午後、夜間の使用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。
- 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加使用するごとに、520円を徴収する ものとする。
- 3 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前 の例による。

議案第29号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について 藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民運動広場の使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民運動広場条例(昭和56年藤井寺市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

施設使用料

施設の名称	使用料の額
藤井寺市立青少年運動広場 (Aグラウンド・Bグラウンド)	2時間当たり 930円
藤井寺市立スポーツセンター(半面)	2時間当たり 930円
藤井寺市立津堂市民野球場	2時間当たり 710円
藤井寺市立川北市民スポーツ広場	2時間当たり 1,260円

別表第3(第6条関係)

夜間照明設備使用料

照明の区分	使用料の額
半面の全点灯	1時間当たり 3,980円
半面の2分の1点灯	1時間当たり 2,610円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前 の例による。

議案第30号

藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について 藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、テニスコートの使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例

藤井寺市立テニスコート条例(昭和56年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「1,620円」を「1,690円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前 の例による。

議案第31号

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について 藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

本市の体育館施設及び近隣市との均衡を図り、料金区分の見直しによって、利用者の増加につなげるため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民水泳プール条例(昭和51年藤井寺市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

個	大人	1人2時間まで300円
人	小人 (小学生以下)	1人2時間まで200円

を

Γ

	大人 (高校生以上)	1人2時間まで300円
個	中学生	1人2時間まで200円
人	小学生	1人2時間まで100円
	未就学児	無料

に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。